

# 秋田県特定不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療費の保険適用については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「不妊治療に関する取組」



## お願い

特定不妊治療助成事業の申請をお考えの方は、あらかじめご加入の健康保険者から「**限度額適用認定証**」の交付を受けてから受診するようお願いします。

※「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

## 保険適用後の支援について

秋田県では保険適用後の自己負担分について、引き続き治療に要する費用の一部を助成します。

## 対象となる方

- 体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- 秋田県内（秋田市を除く）に住所があること



## 助成内容

- 令和4年4月1日以降に開始した特定不妊治療であって、次のいずれかに該当する治療に、一回の治療の自己負担額あたり以下の助成額を限度として助成します。
  - 特定不妊治療のうち保険診療として認められた治療
  - 保険外診療で受けた特定不妊治療のうち、（1）と同様の内容で行う治療。
 ただし、保険算定回数の上限まで治療を行い、なお治療を継続した場合のものに限ります。

## 対象となる治療

保険診療分に対する助成は、高額療養費や付加（附加）給付金を控除します

治療区分	治療方法	保険適用後の自己負担額 助成上限額/1回	保険算定回数上限を超えた場合 助成上限額/1回
A	新鮮胚移植を実施	9万円	30万円
B	凍結胚移植を実施	9万円	30万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	3万円	10万円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	9万円	30万円
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	9万円	30万円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	3万円	10万円
男性不妊治療	精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸収採取法（MESA）等	9万円	30万円

※1回の治療について

実施医療機関で作成された胚移植術に向けた治療計画に基づく、胚移植術の実施に向けた一連の過程を指します。

※出産後、2子目以降の治療をする場合は、保険適用回数がリセットされます。

## 助成回数

・助成回数は保険診療における初回の治療開始日の妻の年齢で判断します。

初回の治療開始時点の妻の年齢	保険適用回数上限	助成回数上限
40歳未満	1子ごとに6回まで	1子ごとに9回まで うち保険外診療は上限3回まで
40歳以上43歳未満	1子ごとに3回まで	1子ごとに3回まで 保険診療のみ

## 助成回数の考え方(参考)

通常パターン	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 3回目	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目	胚移植術 保険診療外 4回目以降	
	秋田県助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
F 1回、E 1回の申請が あった場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術なし	胚移植術 3回目	胚移植術なし	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目以降	
	秋田県助成回数	助成1回目	助成2回目	助成3回目 Fの治療	助成4回目	助成5回目 Eの治療	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
Fの治療を申請しない場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術なし	胚移植術 3回目	胚移植術なし	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目以降
	秋田県助成回数	助成1回目	助成2回目	申請せず Fの治療	助成3回目	助成4回目 Eの治療	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外
県外からの転入の場合	保険適用回数	胚移植術 1回目	胚移植術 2回目	胚移植術 3回目	胚移植術 4回目	胚移植術 5回目	胚移植術なし	胚移植術 6回目	胚移植術 保険診療外 1回目	胚移植術 保険診療外 2回目	胚移植術 保険診療外 3回目	胚移植術 保険診療外 4回目以降
	秋田県助成回数	県外在住					秋田県転入 助成1回目	助成2回目 Eの治療	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目

## 提出書類

※申請書等は秋田県公式ウェブサイトからダウンロード可能。また、申請窓口でも配布しています。

1. 秋田県特定不妊治療費助成事業申請書（申請者が記入）
2. 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（治療実施医療機関の医師が記入）
3. 秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書（協力医療機関の医師が記入）
4. 医療機関が発行した領収書（医療機関の処方による薬代も含みます。）
5. 夫及び妻の住民票（発行から3ヵ月以内、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。）
6. 治療を受けた方の健康保険証の写し
7. 限度額適用認定証の写し
8. 高額療養費や付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（支給決定通知書等）

## 申請時の注意事項

- 申請は、治療が終了してから行ってください。
- ご加入の医療保険者から高額療養費や付加（附加）給付金が給付される見込みの時は、その額が決定してから申請してください。（詳しくは、加入している医療保険者（国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口）にご確認ください。）
- 秋田市が実施した助成は、通算の対象ですが、その他の自治体が独自で実施している助成は、通算の対象とならない場合があります。
- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに治療が終了したのものについては、令和5年3月31日までに申請してください。※3月31日までに必要な書類がそろわない場合は、申請窓口にご相談ください。

## 申請書ダウンロードなど

美の国 コウノトリ

検索



## 申請窓口

不明な点は県地域振興局福祉環境部又は県保健・疾病対策課へお問い合わせください。

秋田県	北秋田地域振興局大館福祉環境部（大館保健所）	0186-52-3952
	北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部（北秋田保健所）	0186-62-1166
	山本地域振興局福祉環境部（能代保健所）	0185-52-4333
	秋田地域振興局福祉環境部（秋田中央保健所）	018-855-5170
	由利地域振興局福祉環境部（由利本荘保健所）	0184-22-4122
	仙北地域振興局福祉環境部（大仙保健所）	0187-63-3404
	平鹿地域振興局福祉環境部（横手保健所）	0182-32-4006
	雄勝地域振興局福祉環境部（湯沢保健所）	0183-73-3524
	保健・疾病対策課	018-860-1422

秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることとなりますので、直接秋田市にお問い合わせください。

秋田市	秋田市子ども未来部子ども健康課	018-883-1172
-----	-----------------	--------------